

# 札幌市北区北第二町内会 会則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本会は、札幌市民憲章をもとにして、会員相互のできる安全・安心な街づくり、地域の生活をより良くするための明るい街づくりを目指し、人と人、街との調和、健康で楽しく、生きがいのある生活を送るための環境を創造することを目的とする。

### (名称及び事務所)

第2条 本会は、札幌市北区北第二町内会と称し、事務所を会長宅に置く。

### (事業)

本会の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 町内のコミュニケーションを強化し、健全な街づくりを推進すること。
- (2) 健康な街づくりのために、文化の向上、環境保健衛生等に関して積極的に活動すること。
- (3) 隣接関係団体および行政機関との協調を図ること。
- (4) その他、本町内会の目的達成に必要なこと。

## 第2章 会員

### (会員)

第3条 本会は、北24条以北、北26条まで、西5丁目から西8ちょうめまでの地域内に居住し、本会の趣旨に賛同する世帯及び事業者をもって構成する。但し、北25条・北26条の西8丁目は除く。

### (退会)

第4条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会員が住所を区域外へ移したとき。
- (2) 会員が死亡したとき。

## 第3章 総則

### (役員の種類)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |            |             |
|------------|-------------|
| (1) 会長     | 1名          |
| (2) 副会長    | 若干名         |
| (3) 各会務担当  | 若干名         |
| (4) 監事     | 若干名         |
| (5) 班長・副班長 | 班区割りに相当する人数 |

- 3 役員・班長・副班長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員の新補充については、役員会に図り適宜可能なものとする。

## 第4章 役員会

(構成)

第9条 役員会は、役員をもって構成する。

(権限)

第10条 役員会は、この規定に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会において議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(召集)

第11条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員から会議の目的たる事項を示して請求があったときに会長が召集する。

(議長)

第12条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

- (1) 役員会の議事は、議事録を作成して議事の経過及び結果を記録してこれを保存する。

## 第5章 会議

会議は、総会と役員会とする。

(種別)

第13条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

- 2 定例総会は毎年4月に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めた時及び役員の過半数の提言があった時に開催する。

(構成)

第14条 総会は全役員で構成する。

(権限)

第15条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 役員の新選任及び解任に関する事項
- (4) 会則等の改正に関する事項
- (5) その他の重要事項

(召集)